

学習指導要領における外来種の取扱い

- ・ 平成 20 年 3 月に中学校の学習指導要領を、平成 21 年 3 月に高等学校の学習指導要領を改訂し、外来種については高等学校から中学校で学ぶ内容に移行した。
- ・ 平成 29 年及び平成 30 年に改訂された小中高等学校の学習指導要領については、旧学習指導要領からの外来種に関する記載の大きな変化は見られない。
- ・ 平成 20 年及び平成 21 年に改訂された旧学習指導要領にもとづく教科書に関する論文（参考資料 4）では、大凡以下の内容が記載されている。

●小学校

- ・ 学習指導要領には外来種の記載無し
環境省注) 学習指導要領解説 生活編に外来種の記載あり
- ・ 理科や生活の教科書の半分程度に外来種の記載あり
- ・ アメリカザリガニが生物教材として外来生物としての説明なく記載されている
- ・ 「元いた場所に返そう」「自然の池や川にメダカを放したり、水草を捨てたりしない」といった注意書きは一部の教科書に記載はあるが、その理由まで記載されている教科書はごく一部

●中学校

- ・ 学習指導要領、学習指導要領解説に外来種の記載あり
- ・ 全ての理科の教科書に外来種について記載あり。
- ・ 外来種被害防止行動計画に記載されている殺処分や刈り取り駆除の事例紹介も 2 社の教科書に記載

●高等学校

- ・ 学習指導要領解説に外来種の記載あり
- ・ 全ての生物基礎、生物の教科書に外来種の記載あり

新旧学習指導要領内容の抜粋

小学校

■平成 20 年 3 月改訂学習指導要領

【生活】

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

2 内 容

- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気づき、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする。

<小学校学習指導要領解説生活編>

なお、動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、専門的な知識をもった地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要がある。休日や長期休業中の世話なども組織的に行い、児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組が期待される。また、地域の自然環境や生態系の破壊につながらないように、外来生物等の取扱いには十分配慮しなければならない。

■平成 29 年 3 月改訂学習指導要領

【生活】

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

2 内 容

〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕

- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみを持ち、大切にしようとする。

<小学校学習指導要領解説生活編>

なお、動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、専門的な知識をもった地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要がある。休日や長期休業中の世話なども組織的に行い、児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組が期待される。また、地域の自然環境や生態系の破壊につながらないように、外来生物等の取扱いには十分配慮しなければならない。

中学校

■平成 20 年 3 月改訂学習指導要領
【理科 第 2 分野】

第 2 各分野目標及び内容

2 内容

(7) 自然と人間

ア 生物と環境

(イ) 自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

3 内容の取扱い

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(イ)については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、地球温暖化や外来種にも触れること。

■平成 29 年 3 月改訂学習指導要領
【理科 第 2 分野】

第 2 各分野目標及び内容

2 内容

(7) 自然と人間

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物と環境

① 自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

3 内容の取扱い

(9) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(ア)の①については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。

高等学校

■平成 21 年 3 月改訂学習指導要領

【理科】

第 6 生物基礎

2 内容

(3) 生物の多様性と生態系

生物の多様性と生態系について観察、実験などを通して探究し、生態系の成り立ちを理解させ、その保全の重要性について認識させる。

イ 生態系とその保全

(イ) 生態系のバランスと保全

<高等学校学習指導要領解説理科編>

生態系のバランスについては、生態系は常に変動しているが、変動の幅は一定の範囲内に保たれていることを扱う。また、人間の活動による影響については、外来生物の移入や森林の乱伐などによって生態系が攪乱され、生物の多様性に変化がみられた例について、科学的なデータや根拠を示して生態系の保全の重要性を理解させることが考えられる。

■平成 30 年 3 月改訂学習指導要領

【理科】

第 6 生物基礎

2 内容

(3) 生物の多様性と生態系

生物の多様性と生態系についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生物の多様性と生態系について、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。また、生態系の保全の重要性について認識すること。

(イ) 生態系とその保全

イ 生態系のバランスと保全

<高等学校学習指導要領解説理科編>

生態系のバランスについては、生態系は常に変動しているが、変動の幅は一定の範囲内に保たれていることを扱う。また、人間の活動による影響については、外来生物の移入や森林の乱伐などによって生態系が攪乱され、生物の多様性に変化がみられた例について、科学的なデータや根拠を示して生態系の保全の重要性を理解させることが考えられる。